

資源プラスチック回収事業の実施について

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、下記のとおり、家庭から排出される全ての廃プラスチックを「資源」として回収する。回収した資源は有効活用することにより、温室効果ガスの排出削減をはじめとした地球環境への負担軽減を図り、さらにはごみ減量及び最終処分場の延命化を図る。

記

1 事業概要

現在、家庭から排出される廃プラスチックについては、一部のプラスチック製容器包装（ペットボトル・食品トレイ・発泡スチロール）を資源として回収し、その他は可燃ごみとして収集している。

新たに実施する資源プラスチック回収事業においては、可燃ごみとして収集しているプラスチック類を含む全てのプラスチックを資源として回収し、リサイクルを推進する。

なお、排出状況や分別率等の分析調査等を実施するため、一部地域から先行実施する。

2 開始予定年月日

令和4年11月1日

3 実施地域

大森地区、調布地区、蒲田地区から各2地域、計6地域を選定し実施する。

4 回収日

週1回（現在の資源回収曜日と同一）

5 回収対象

概ね30cm以内のプラスチック

6 排出方法

全てのプラスチックを同じ袋に入れて排出する。

7 周知方法

- (1) 区報、区設掲示板、清掃だより
- (2) ホームページ、ツイッター、ごみ分別アプリ、デジタルサイネージ
- (3) 実施地域を対象に、地域力推進地区委員会、町会長会議で説明の他、個別に住民説明会を実施

8 実施スケジュール（予定）

令和4年11月1日 先行実施開始

※排出状況や組成、分別率等の分析調査等を踏まえ、拡大時期及び拡大地域を決定していく。

令和7年4月1日 区内全域で実施